

令和3年度 保育園等の利用について

※ 必ずお読みください

《1》 保育園とは・・・

保護者が就労や病気などのため、児童に保育が必要と認定される場合に、利用出来る児童福祉施設です。



※次のような場合は基本的に入園対象となりません

- ① 児童の両親いずれかが専業主婦（主夫）として家事に従事している場合
- ② 小学校入学準備のための幼児教育の場として、あるいは集団生活に慣れさせるため
- ③ 原則として、1日の労働時間が4時間未満、月の労働日数が14日以下の場合
- ④ 育児休暇を取得されている場合の、育休期間中の新規入園

このような場合や、急な用事などで一時的に児童を保育出来ない場合は、市内保育園・子育て支援センターぽっぽでの一時預かりをご利用下さい。

《2》 入園申込みについて

受付期間	入園を希望する月の前月1日から15日まで (15日が閉庁日の場合はその前の開庁日まで)
提出場所	伊万里市役所 子育て支援課 保育係
提出書類	<p>※①から③までの書類をすべて揃えてから、提出をお願いします。</p> <p>① 教育・保育給付認定申請書(現況届)兼入園申込書 (クリーム色) ……内容をすべて記入してください。</p> <p>② 家庭で保育出来ない証明書 <u>保護者の該当する要件に応じて提出下さい。</u> ◆就労証明書・出産申立書・通院入院証明書・介護等申立書 ・在学証明書・求職申立書 など ※単身赴任等で市外に居住している保護者についても、提出が必要です。 ※60歳未満の同居の祖父母がいる場合は、「<u>保育園等利用に係る申立書</u>」の提出が必要です。(就労証明書等は必要ありません)</p> <p>③ 令和2年度 市町村民税 所得課税証明書 ※令和2年1月1日現在 伊万里市以外に住所があった保護者のみ 令和2年1月1日現在の住所地の市町村役場から取り寄せて提出をお願いします。(委任状などが必要になる場合がありますので、該当する役場に事前にお問い合わせください)</p> <p>手続きに来庁される方のマイナンバー及び身元の確認ができる書類 (詳しくは、「《5》本人確認について」をご参照ください)</p>

《3》 保育園等を利用するためには、認定を受けていただきます

① 利用にあたっては、「保育の必要性の認定」を受けることとなります。

認定の区分	年 齢	有効期間	利用可能な施設
2号認定	3歳以上	認定～就学前（卒園）まで	保育園・認定こども園
3号認定	3歳未満	認定～3歳到達日の前日まで	保育園・認定こども園 事業所内保育事業所 小規模保育事業所

「保育の必要性の認定」（入園）の対象要件

児童の保護者が次のいずれかに該当し、家庭において児童の保育が出来ないと認められる場合です。

- (1) 家庭の外で仕事をしている
- (2) 家庭内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている
- (3) 妊娠・出産の前後、保護者が疾病・心身に障害がある
- (4) 保護者が、疾病の親族などを看護・介護している
- (5) 求職活動中である、起業する準備中である
- (6) 就学（職業訓練含む）している
- (7) 災害復旧、児童に虐待やDVのおそれがある

その他上記に準ずる理由など

*ただし下記のような場合は、期限付きの認定となります。

(1) 雇用期間がある方（雇用契約更新が無の方）

雇用期間内での認定（入園決定）となりますが、その後の雇用延長がある場合は、認定期間も延長となります。

(2) 出 産

出産前後期間での入園は、産前は出産予定日からの8週間前の日が属する月の初日からとなり、産後は出産予定日から12週が経過する日が属する月の末日までとなります。（前後あわせて5ヶ月間）育休中の継続入園の場合は、育児休業が終了する日が属する月の末日までが最長となります。

(3) 病気療養

病気療養による認定の場合は、療養を要する期間までとします。

療養期間が長期に渡る場合は、3か月程度で、提出時と状況に変わりがないか聞き取りをさせていただきます。

(4) 求職中

認定期間は求職開始から3か月が経過する日が属する月の末日までです。

必ず期間内に就労証明書を提出してください。

※ 認定の期間が過ぎるとその後の通園はできません。

保護者の要件が変更になった時は、ただちにご連絡下さい。

（転職、退職、産休を取得することになった、などの場合）

《5》本人確認(個人番号確認・身元確認)について

※教育・保育給付認定申請書(現況届)兼入園申込書には、
申込み児童と同居している親族全ての方のマイナンバーの記載が必要です。

*手続き時の必要書類、

① 手続きに来庁される方のマイナンバー(個人番号)が確認できる書類

下記のいずれかを窓口にて提示(※原本に限る)

(1) マイナンバーカード
(2) 個人番号通知カード又は個人番号通知書
(3) 個人番号記載の住民票(または住民票記載事項証明)

② 手続きに来庁される方の身元確認ができる書類

下記の(1)または(2)のいずれかを窓口にて提示

(1) <u>次のいずれかの場合には1点</u> <ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード(顔写真あり)・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・療育手帳・その他の官公署発行で写真付きの「氏名」+「生年月日または住所」が記載されているもの
(2) <u>次のいずれかの場合には2点以上</u> <ul style="list-style-type: none">・健康保険証(社会保険含む)・年金手帳・特別児童扶養手当証書・その他の官公署発行で「氏名」+「生年月日または住所」が記載されているもの・児童扶養手当証書・公共料金領収証(電気・ガス・水道など)



問い合わせ先

伊万里市役所 子育て支援課 保育係

☎ 0955-23-2174

